

個人情報の紛失について

保健推進課において、幼児1名の乳幼児健康カードが紛失するという事象が生じた件について、下記のとおり報告いたします。今回の不祥事に対し、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

当該幼児の乳幼児健康カードについて、令和2年8月から再開予定の乳幼児健診の案内等で使用するため、令和2年7月9日にロッカーから取り出そうとしたところ、紛失していることが判明した。平成31年4月17日に担当保健師が経過等の記入を行った。その後は、使用の機会が考えられず、執務室外への持ち出しも通常考えられない。

2 乳幼児健康カード

3か月児健診時に受診者一人につき1枚作成し、各種健診結果を記録し、保健指導に活用するもので、氏名、性別、生年月日、住所等が記載されている。

3 対応

紛失が判明した令和2年7月9日以降、保管しているロッカーの乳幼児健康カードを複数の職員で全て確認するとともに、執務室内も全て確認した。また、不定期に出勤する会計年度任用職員にも聞き取りを行ったが発見できなかった。令和2年7月17日に、所属長が当該幼児の自宅を訪問し、保護者に対し経過説明と謝罪を行った。なお、当該幼児以外の乳幼児健康カードの所在は全て確認した。

4 再発防止策

乳幼児健康カードの管理方法を改善するとともに徹底を図る。職員に対しては、これまでから職員一人ひとりの意識改革を図ってきたが、改めて職場会議を行い、個人情報保護マニュアルの遵守を周知徹底した。